

◎政治資金規正法の一部を改正する法律

(令和七年一月八日法律第一号)(衆)

一、提案理由(令和六年一二月一日・衆議院政治改革に関する特別委員会)

○大串(博)議員 ただいま議題となりました四法律案について、それぞれ提出会派を代表して、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、立憲民主党・無所属、日本維新の会、国民民主党・無所属クラブ、日本共産党、参政党、日本保守党共同提出の政治資金規正法の一部を改正する法律案、いわゆる政策活動費廃止法案につきまして御説明いたします。

自民党派閥の政治資金パーティー裏金事件に端を発し、政党が党の幹部に対して支出する、使途が不透明な政策活動費が政党の裏金として問題になりました。

政党から政治家個人への寄附は禁止されましたが、当該政治団体の役職員、構成員に対する渡し切りの方法による経費の支出として行われるケースが抜け穴になっています。政治に対する国民の信頼の回復を図るため、渡し切りの方法による支出の禁止等の措置を講ずることにより、いわゆる政策活動費を禁止する必要があります。

以下、本法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

この法律案においては、政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡し切りの方法によっては、することができないこととし、いわゆる政策活動費を全面的に禁止しております。

……………(略)……………

以上が、四法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願いいたします。

二、衆議院政治改革に関する特別委員長報告(令和六年一二月一七日)

○渡辺周君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、政治改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、大串博志君外十二名提出の政治資金規正法の一部を改正する法律案は、渡し切りの方法による支出の禁止等の措置を講ずることにより、いわゆる政策活動費を禁止するものであります。

……………(略)……………

大串博志君外十二名提出の法律案については去る十二月九日に、他の二法律案については翌十日に、それぞれ本委員会に付託されました。

十一日提出者大串博志君、長谷川淳二君及び長友慎治君からそれぞれ趣旨の説明を聴取し、翌十二日から質疑に入りました。

……………(略)……………

本日、各法律案及び修正案を一括して質疑を行い、質疑を終局いたしました。質疑終局後、木原誠二君外五名提出の法律案について内閣の意見を聴取した後、各法律案及び修正案を一括して討論を行い、順次採決を行った結果、まず、大串博志君外十二名提出

の法律案については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、木原誠二君外五名提出の法律案については、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと決しました。次に、古川元久君外三名提出の法律案について、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

さきの衆議院選挙の結果を受けて、国民注視の中で、本委員会は、限られた審議時間と窮屈な日程の下、政治家同士の真摯な意見、主張が繰り広げられ、各党各会派からの中身の濃い質疑と歩み寄りによって、政治改革に一定の前進があったものと存じます。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院政治改革に関する特別委員長報告（令和六年一二月二四日）

○豊田俊郎君　ただいま議題となりました三法案につきまして、政治改革に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第二号）は、渡切りの方法による支出の禁止等の措置を講ずることにより、いわゆる政策活動費を禁止しようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、三法律案に加え、井上哲士君発議に係る政治資金規正法の一部を改正する法律案（参第一号）及び政党助成法を廃止する法律案（参第二号）を一括して議題とし、政治資金の収支報告の適正確保及び透明性向上に向けた取組、政策活動費をめぐる議論の経過と廃止後の対応策、政治資金の監視に係る第三者機関の在り方、企業・団体献金の是非と今後の議論の進め方等について質疑が行われました。

三法律案について質疑を終局し、討論の後、順次採決の結果、衆第二号は全会一致をもって、衆第六号及び衆第一一号はそれぞれ多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。